

歯科技工所に係る許可・届出

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
1	歯科技工所開設届	開設しようとするとき 提出前に、担当窓口までご相談ください	法第21条第1項 則第13条第1項	明歯 様式第1号	開設後 10日以内	2部
2	歯科技工所開設届 出事項変更届	開設者の住所・氏名、名称、住居表示、 管理者の住所・氏名、従事する歯科技工 士の氏名、構造設備・平面図を変更する とき	法第21条第1項 則第13条第2項	明歯 様式第2号	変更後 10日以内	
3	歯科技工所(休止・ 再開・廃止)届	休止、再開、廃止したとき	法第21条第2項	明歯 様式第3号	休止再開 廃止後 10日以内	
4	歯科技工所開設者 死亡(失そう宣告) 届	開設者が死亡・失そう宣告したとき		明歯 様式第4号	死亡後 10日以内	
5	証明願			明歯 様式第5号	—	
6	歯科技工所の開設 届に関する証明書		医政歯発 1111第1号	明歯 様式第6号	—	

※ 法・令・則：歯科技工士法・施行令・施行規則